

同一労働同一賃金や有給5日付与、残業上限規制は、どう向き合うべきか

労務管理
激変
時代

働き方改革に対応した 企業実務と実践



働き方改革関連法（主に労働法）が成立し、本年4月からいよいよ運用が始まりました。

大企業と中小企業ではスタート時期に時間差こそありますが、年休5日の強制付与は4月から始まるなど、今までとは明らかに異なる「異次元の労務管理」が求められるようになりました。

本講座では、働き方改革の各論である「年次有給休暇5日付与義務」「残業上限規制」「同一労働同一賃金」の内容と実務対応につき、法律・通達・指針に基づき、Q&Aを交えながら留意点等について解説いたします。

大きな経営課題ともなるこの働き方改革、自社で、どう取り組むべきか、ヒントを得られる講座になっています。

実施要項

日 時 ● 令和1年9月26日（木）午後1時30分～4時30分

会 場 ● 胆江地域職業訓練センター

（奥州市水沢真城字中上野96-3）

受講料 ● 会員 無料 一般 2,000円

講 師 ● 特定社会保険労務士・小島経営労務事務所所長 小島 信一 氏

申 込 ● 9月20日までFAXにてお申込下さい。

定員
80名

（公社）胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢東町4

TEL 0197-24-3141

Fax. 24-3148

（キリトリ線）

「働き方改革に対応した企業実務と実践講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		F A X	
参加者		参加者	